

# きたしん住宅ローン

令和4年4月1日現在

商 品 名	きたしん住宅ローン		
ご 利 用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人保証人をお付けにならない方は、原則、(一社)しんきん保証基金および全国保証(株)の保証を受けることができる方。</li> <li>・当金庫の会員である方。</li> <li>・安定した収入が継続して得られる見込みのある方。</li> <li>・会社員・公務員の方は勤務年数3年以上、法人役員・自営業の方は営業年数5年以上の満18歳以上満65歳以下の方で、最終弁済時の年齢が75歳を超えない方。(承継償還も取扱えます)</li> </ul>		
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込人又はその家族が常時居住し、かつ申込人本人の取得を目的とした次に該当する資金。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の新築・増改築資金、居住用土地購入資金。</li> <li>○新築・中古住宅の購入資金、その他諸費用。</li> <li>○他行肩代わり資金および既取得土地資金残債務返済資金。</li> <li>○土地・住宅取得に際し必要な登記費用・保険料・手数料など。</li> </ul> </li> </ul>		
ご 融 資 限 度 額	・50万円以上4,000万円以内で担保価値の範囲内。		
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30年以内。(据置期間1年を含む)(全国保証(株)保証付は最長50年以内)</li> <li>○ただし、資金用途により利用期間の制限がございます。</li> </ul>		
ご 融 資 利 率	・固定制および変動制金利とし、当金庫所定の利率を適用させていただきます。		
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等償還または元利均等償還のいずれかとします。</li> <li>・ご融資額の40%以内でボーナス併用償還をご利用できます。</li> </ul>		
保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)しんきん保証基金保証付又は全国保証(株)保証付の場合は不要です。</li> <li>・個人保証は、配偶者又は同居親族1名必要となります。</li> </ul>		
担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一順位の抵当権とします。(ただし、担保物件を取得する為に公的機関から受けたご融資にかかる抵当権がある場合などは後順位設定を認めます)</li> </ul>		
お 申 込 条 件 な	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)しんきん保証基金保証付および全国保証(株)保証付の場合、上記の「お使いみち」や「ご融資限度額」「ご利用期間」などにつきましては、各保証機関の要領に基づきます。</li> </ul>		
住 宅 ロ ー ン 別 の 金 利 形 態	ローン名称	金利形態	内 容
	変動金利型	6ヶ月周期 変動制金利	毎年4月、10月の見直し基準日における基準利率の変動幅をご融資利率の変動幅として見直します。
	キャップ付 変動金利型	6ヶ月周期 変動制金利 上限金利設定	上限金利を設定します。 毎年4月、10月の見直し基準日における基準利率の変動幅をご融資利率の変動幅として見直します。
	3年周期 変動金利型	3年周期 変動制金利	毎年4月、10月を見直し基準日として、6回経過毎に基準利率の変動幅をご融資利率の変動幅として見直します。
	5年周期 変動金利型	5年周期 変動制金利	毎年4月、10月を見直し基準日として、10回経過毎に基準利率の変動幅をご融資利率の変動幅として見直します。
	10年周期 変動金利型	10年周期 変動制金利	毎年4月、10月を見直し基準日として、20回経過毎に基準利率の変動幅をご融資利率の変動幅として見直します。
苦 情 処 理 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ(9時～17時、電話：0164-22-1216)にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)でも苦情等のお申し出を受け付けています。</li> <li>・詳しくは、上記総務グループへご相談ください。</li> </ul>		
紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター、並びに札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。</li> <li>・また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</li> <li>・なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</li> <li>・詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。</li> </ul>		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このローンは、融資実行時及び当初の担保権設定時に、当金庫所定の事務取扱手数料が必要となります。また、期限前返済(全額・一部繰上返済)には、当金庫所定の期限前返済手数料が必要となります。</li> <li>・ご不明の点につきましては、窓口へお気軽にお問合せ下さい。</li> </ul>		

北空知信用金庫